

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 上田しいのみ会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市下室賀2826番地

乙 社会福祉法人 上田しいのみ会

上記代表者 理事長 植松 文江 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 上田明照会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市中央北二丁目7番3号
乙 社会福祉法人 上田明照会
上記代表者 会長 横内 浄真 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 かりがね福祉会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市真田町長6430番地1
乙 社会福祉法人 かりがね福祉会
上記代表者 理事長 宮下 博一 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人 共和会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市中野29番地2
乙 医療法人 共和会
上記代表者 理事長 堀内 健 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 恵仁福祉協会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市真田町長7141番地1
乙 社会福祉法人 恵仁福祉協会
上記代表者 理事長 黒澤 博身 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 敬老園（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市大字常磐城2256番地1
乙 社会福祉法人 敬老園
上記代表者 理事長 齊藤 俊明 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人 光仁会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市大字保野710番地
乙 医療法人 光仁会
上記代表者 理事長 松原 陽子 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ジェイエー長野会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

長野市南長野北石堂町1177番地3

乙 社会福祉法人 ジェイエー長野会

上記代表者 理事長 茂木 守 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人 慈修会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市住吉322番地
乙 医療法人 慈修会
上記代表者 理事長 塚田 修 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 別所清明会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市別所温泉1828番地2
乙 社会福祉法人 別所清明会
上記代表者 理事長 齊藤 元康 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と医療法人 丸山会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市上丸子335番地5
乙 医療法人 丸山会
上記代表者 理事長 丸山 和敏 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 依田窪福祉会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号
甲 上田市
上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

上田市下武石776番地1
乙 社会福祉法人 依田窪福祉会
上記代表者 理事長 羽田健一郎 印

災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 りんどう信濃会（以下「乙」という。）とは、上田市内に地震、風水害、その他の災害等が発生した場合（以下「災害時等」という。）における介護が必要な高齢者等及び障害（児）者（以下「要援護者」という。）の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙の運営する市内の知的障害者更生施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、介護老人福祉施設、養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所専用施設及びデイサービス施設等において要援護者の緊急受入れを実施するよう乙に対し協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（緊急受入れの要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に、次の各号に規定する緊急受入れを乙に対して要請することができる。

- (1) 被災した住宅等の要援護者の緊急受入れ
- (2) 上田市地域防災計画で指定する指定避難施設に避難した要援護者の二次的避難のための緊急受入れ

2 乙は、甲から緊急受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受諾するものとし、甲の要請事項に従い緊急受入れに係る業務を行う。

（緊急受入れの期間）

第3条 甲が乙に緊急受入れを依頼できる期間は、原則として30日以内とする。ただし、国が施設定員の超過措置を認めた場合は、その期間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請に基づき乙が要援護者の緊急受入れを実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（手続き等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、乙にあらかじめ受入れ可能人数を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

- (1) 受入れを要請する要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れられた要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れ要請期間

(緊急受入れ可能人数等に係る協議)

第6条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとの要援護者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への支援者等の確保に係る計画並びに必要な物資の備蓄及び調達等について協議を行うものとする。

2 前項については、毎年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成19年3月23日から平成20年3月22日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がなしい場合は、本協定を1年間更新するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月23日

上田市大手一丁目11番16号

甲 上田市

上記代表者 上田市長 母袋 創一 印

駒ヶ根市赤穂16398番地152

乙 社会福祉法人 りんどう信濃会

上記代表者 理事長 樋口 太三 印